

指定公金事務取扱者の指定等手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法第243条の2第1項、第5項及び第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）の執行を委託する指定公金事務取扱者の指定並びに委託の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定公金事務取扱者の要件)

第2条 公金事務の委託を受けることができる指定公金事務取扱者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- (2) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(指定の申出)

第3条 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者は、指定を受けようとする日の30日前までに、指定公金事務取扱者指定申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本及び定款の写し
- (2) 指定の申出をする日の属する事業年度の直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (3) 公金事務に係る業務の人的構成（経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保）およびコンプライアンス体制組織等の業務執行体制を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定)

第4条 市長は、前条の申出書等の提出があったときは、その内容を審査し、当該申出のあった日から30日以内に、指定の可否を決定し、指定公金事務取扱者指定通知書（様式第2号）又は指定公金事務取扱者指定申出却下通知書（様式第3号）により、当該申出をした者に通知するものとする。

(届出)

第5条 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方自治法第243条の2第3項の規定により、変更しようとする日の30日前までに変更届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(公金事務の委託)

第6条 指定公金事務取扱者は、当該委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として第2条各号のいずれにも該当する者に委託しようとするときは、指定公金事務一部委託申出書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(公金事務の再委託)

第7条 前条の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であって、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として第2条各号のいずれにも該当する者にその一部を再委託しようとするときは、指定公金事務一部再委託申出書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(指定の取消し)

第8条 市長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定公金事務取扱者指定取消通知書(様式第7号)によりその指定を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法第243条の2の3第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 指定の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、指定公金事務取扱者の指定の手續に関し必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

指定公金事務取扱者指定申出書

年 月 日

吹田市長あて

申出者 所在地

名 称

代表者氏名

指定公金事務取扱者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申出します。

添付書類

- (1) 商業登記簿謄本及び定款の写し
- (2) 指定の申出をする日の属する事業年度の直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (3) 公金事務に係る業務の人的構成（経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保）及びコンプライアンス体制等の業務執行体制を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

指定公金事務取扱者指定通知書

年 月 日付けで指定申出のあった指定公金事務取扱者の指定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

(1) 指定日

年 月 日

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

指定公金事務取扱者指定申出却下通知書

年 月 日付けで指定申出のあった指定公金事務取扱者の指定について、下記の理由により指定しないので通知します。

記

理由

以上

変 更 届

年 月 日

吹田市長あて

指定公金事務取扱者 所在地

名 称

代表者氏名

地方自治法第243条の2第3項に基づき、指定公金事務取扱者の指定に関し、下記のとおり変更しますので、届け出ます。

1 変更日 年 月 日

2 変更内容

（変更前）

所在地

名 称

代表者氏名

（変更後）

所在地

名 称

代表者氏名

（変更箇所のみを記入）

指定公金事務一部委託申出書

年 月 日

吹田市長あて

指定公金事務取扱者 所在地

名 称

代表者氏名

地方自治法第243条の2第5項の規定により、公金事務の一部を委託したいので、下記の書類を添えて申出します。

委託を受ける者

所在地

名 称

代表者氏名

添付書類

- (1) 商業登記簿謄本及び定款の写し
- (2) 指定の申出をする日の属する事業年度の直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (3) 公金事務に係る業務の人的構成（経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保）及びコンプライアンス体制等の業務執行体制を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

指定公金事務一部再委託申出書

年 月 日

吹田市長あて

委託者 所在地

名 称

代表者氏名

地方自治法第243条の2第6項の規定により、公金事務の一部を再委託したいので、下記の書類を添えて申出します。

再委託を受ける者

所在地

名 称

代表者氏名

添付書類

- (1) 商業登記簿謄本及び定款の写し
- (2) 指定の申出をする日の属する事業年度の直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (3) 公金事務に係る業務の人的構成（経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保）及びコンプライアンス体制等の業務執行体制を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

指定公金事務取扱者指定取消通知書

年 月 日付、吹 第 号で指定公金事務取扱者の指定を行いましたが、下記の理由により指定を取り消します

記

理由

以上